北区交渉　北部民商の要望

人間味ある税徴収求め

税務部長謝罪　国税徴収法も今後準用し、職員にも徹底図る

民商が指摘した「滞納者に生命保険解約させ返戻金を滞納に充当したにも関わらず、二度にわたり残高を減らさず、本人に黙っていた」事に関し、「一言の弁解の余地はありません。まずはこの場を借りてお詫びいたします。申し訳ありませんでした」と謝罪した。民商が要望した「差押さえ一辺倒の徴収行政の改善」に対し、北区税務部長は「納税相談に当り親切丁寧な対応を心がけ、公平・適正な事務執行に務める。徴収猶予は、新しい分野でまだ経験不足なので」との回答を繰り返すのみでした。民商は、地方税法15条にのみ固執する北区税務部の回答に対し「地方税や国保税などは強制徴収手続きや滞納処分手続きに『国税徴収法の規定する例による』などと準用されており、国税徴収法は、地方税やその他税金の基本的地位にある」事を述べ、広く国税徴収の規定例を準用するように迫りました。これに対し税務部長は準用を約束。徹底していくことをその場で約束しました。

「貧困」「資格証」という言葉が死語になるその日まで、草の根の熱いたたかいを続けよう！

国保資格証発行を止めさせよう

15歳から大工一筋の坂東久雄（仮名）さんが体調の不良を感じ始めたのは07年7月頃、時々腹部痛みを感じるも食事をすると治まった。日給月給の仕事では国民健康保険料も払えず「資格証」であった。時々くる痛みをこらえながら体調のいい日は働きに出た。一時回復したかにみえたが昨年に入って再度腹部の痛み、背中の痛み、疲労感、足のだるさを感じ、7月頃からは食事ものどに通らなくなった。一年前62キロあった体重は48キロまでになった。8月頃より仕事が出来る状態ではなくなった。資格証をながめてはため息をついたという。蓄えも底をつき、知人の紹介で「北区生活と健康を守る会」に相談、勤医協の「無料・低額診療制度」を紹介されたのは昨年秋、北区ぽぷらクリニックを訪れた坂東さんは、顔色も青ざめ体調が悪いのは一目でわかるほどやつれていた。クリニックの帰りに生活保護の申請に出向いた。翌21日、CA19-9即検結果が出た。5桁の数値であった。勤医協中央病院を紹介し入院精査することとなった。中病では膵臓がんと診断、余命半年と告げられた。11月下旬、中央病院から退院したと聞いて、自宅を訪問、散乱した室内の中での妻との暮らしに貧困の暮らしぶりが思い浮かぶ。ご飯は食べれますか「この人、何も食べなくて、玉子かけご飯くらいしか食べないの」と妻が言う。働いても働いてもやすぎの来ない日々に坂東さんは何を感じたのだろうか。その後、こらえ切れない痛みのため再入院中。

国保が支払えない方の制裁措置としての資格証の発行が行なわれている。坂東さんのような困難をかかえている方にどうして「生活保護を申請しなさい」の一言がかけられなかったのか残念でならない。

医療費支払いが困難な方は北海道勤医協の「無料・低額診療制度」の活用を相談しよう。

ご相談は

勤医協北区ぽぷらクリニック

電話（762）8811

路上生活を余儀なくされた労働者たちのたたかい

生活保護申請権確約‥北区社保協対区交渉１/28

札幌北区社保協09年度総会

２００９年２月１４日(土)
13:30～

麻生地区センター２階
（北区北３９条西５丁目　麻生ダイエー向かい側）

●記念講演
「現代の雇用問題と貧困」

講師　湯本 要氏
（札幌地区労連事務局長・札幌ローカルユニオン「結」副委員長）

北区社保協の要望書（12月10日）にはない事態の発生でした。１月22日に区役所側との事前折衝があり、この事態を伝え、当事者も参加するので事実関係を調査するように要望しました。

１月28日の対区交渉当日、不動産会社のＳ部長が参加し、「区の担当者が訪問し、共同生活としかみなせない。個別住居とは認めがたいので、生保の支給はできない」などのクレームがつけられたことを証言しました。「派遣村に集まった人たちはすぐに生活保護が支給された。直ちに支給せよ」「生活保護の原則は、国が困窮の程度に応じ、最低限度の生活を保障するもの」なのだから、「生保の申請は無条件で受理し、すぐに支給を認定する」よう保護課長に迫ったところ、課長は「申請があれば必ず受理する」ことを約束。灯火が篝火となった瞬間でした。

裏面に北部民商の要望に対する回答をニュース「ぎょうしゃ」より抜粋し掲載しました。

不動産業者のヒューマニズムが支える灯火

北区の不動産業者が、生活保護を受ける顧客の相談にのっているうちに、住むところに困っている人たちがたくさんいることを実感し、自分達のできることはないかと考え、たどり着いた答えが、空いているテナントを臨時の『無料宿泊所』として利用してもらうことでした。ヒューマンな心が従業員の願いでした。テレビでも紹介され、寒空に解雇された労働者やホームレスの人たちが集まるようになり、１階と３階を開放することにしました。

勤医協の「無料・低額診療制度」のパンフも持参した不動産業者のＳ部長さんは、忙しい仕事の傍ら、生活保護の申請にも同行しているのでした。しかし、役所の対応は、しぶしぶ申請は受理したものの、事後調査では、「廊下が無いとダメ、プライバシーのない共同生活では住居とは認められない」などと言って、生活保護の支給を拒否する対応でした。北区社保協の対区交渉が１月28日に行なわれることを伝え、実情を話してくださいと勧めると、「ぜひ参加させてください。そんな機会を待っていました。みんな連れて行きます」と喜びの声を上げました。

対区交渉で生活保護行政の対応を批判

札幌北区社会保障推進協議会

草の根

札幌北区社保協ニュース

発　　行　北区社保協事務局
連 絡 先　762-9085
札幌北・石狩健康友の会内
発行責任者　戸田輝夫

NO12
2009年2月7日発行